

青森公立大学大学院学友会規約

(目的)

第1条 青森公立大学大学院学友会(以下学友会)は、学生間及び学生と事務局の間で生じる活動について調整を行い、学生同士の親睦を深め、大学院の学習環境の向上に貢献することを目的とするものである。

(会員)

第2条 学友会の会員は、青森公立大学大学院経営経済学研究科の在学生により構成される。

(役員)

第3条 学友会は、第3項ただし書きの場合を除き、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
事務局長	1名
会 計	1名
幹 事	1名

2 役員は、学友会会員の中から互選により選出される。

3 任期の満了前に役員が欠けた場合も前項と同様とする。ただし、学友会の運営上支障がないと認められる場合は、当該役員の補充をしないことがある。

4 各役員の任務は以下の通りとする。

(1) 会長は、学友会の代表として本部会の運営にあたり、業務の統括を行う。

(2) 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。

(3) 事務局長は、学友会の事務全般を統括し、渉外業務を行う。

(4) 会計は、学友会の会計業務及び決算報告を行う。

(5) 幹事は、学友会の業務を行い、必要に応じて、他の役員の補佐、代行を行う。

5 役員の任期は10月1日から翌年9月30日までの1年間とし、再選を妨げない。

6 役員のうち2名は、青森公立大学全学協議会に学友会の代表として出席する。なお、そのメンバーは役員会で互選されることとする。

(役員会)

第4条 役員会は、学生生活において生ずる問題の検討、決議事項の検討等を行う。

2 役員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

3 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(総会)

第5条 学友会総会を各学期末に開催し、予算及び決算、その他活動に関わる重要事項を審議する。ただし、学友会の運営上支障がないと認められる場合は、この限り

ではない。

2 必要に応じて、会長が招集することにより臨時総会を開催するものとする。

(会計)

第6条 学友会の運営経費及び共益費として、各年度初めに学友会会員1人当たり500円ずつを徴収する。

2 学友会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

3 学友会は会計年度の終了時に、決算報告を行う。

(補足)

第7条 この規約に定めるものの他に、学友会の運営について必要となる事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この会則は、1998年4月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、一部を改正し1999年2月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、一部を改正し2008年3月1日から施行する。